

神戸市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月28日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第27号

神戸市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市港湾施設条例施行規則（昭和48年4月規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(緑地における行為の許可) 第5条の2 [略] 2 前項の規定にかかわらず、市長が指定する緑地について条例第28条の2第2項の許可（指定管理者による許可を除く。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。	(緑地における行為の許可) 第5条の2 [略] 2 前項の規定にかかわらず、市長が指定する緑地について条例第28条の2第2項の許可（指定管理者による許可を除く。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し、 <u>かつ、申請する者が押印した申請書（個人が申請をする場合において当該本人が自署するときにあつては、次に掲げる事項を記載した申請書）</u> を市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

3 [略]

(使用料の特例)

第14条 [略]

2 [略]

3 条例第15条第1項ただし書の規定

により、条例別表第1港湾幹線道路の項の規定にかかわらず、ETCシステム及びETCコーポレートカード(東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が、大口・多頻度割引のために発行するカードのうち市長が定めるものをいう。以下同じ。)を利用して港湾幹線道路を通行する場合は、通行に利用したETCコーポレートカードごとの港湾幹線道路使用料月間合計額は、次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 5,000円を超え10,000円以下の部分 100分の90

(2) 10,000円を超え30,000円以下の部分 100分の80

(3) 30,000円を超える部分 100分の70

(回数駐車券等の発行)

第15条 条例別表第1旅客施設の項の

(1)～(6) [略]

3 [略]

(使用料の特例)

第14条 [略]

2 [略]

(回数駐車券等の発行)

第15条 条例別表第1旅客施設の項の

駐車施設及びメリケンパークの駐車施設を使用しようとする者に対しては、次に掲げる回数駐車券を発行することができる。

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

駐車施設及びメリケンパークの駐車施設、摩耶大橋又は港湾幹線道路を使用しようとする者に対しては、次に掲げる回数駐車券又は回数通行券を発行することができる。

(1) 駐車施設

ア [略]

イ [略]

ウ [略]

(2) 摩耶大橋

ア 1冊125枚つづり10,500円の回数通行券（1枚の回数通行券により、1台1回の通行ができるものとする。）

イ 1冊300枚つづり22,000円の回数通行券（1枚の回数通行券により、1台1回の通行ができるものとする。）

(3) 港湾幹線道路

ア 1冊125枚つづり10,500円の回数通行券（1枚の回数通行券により、1区間自動車1台1回の通行ができるものとする。）

イ 1冊300枚つづり22,000円の回数通行券（1枚の回数通行券により、1区間自動車1台1回の通行ができるものとする。）

7 前各項に規定する回数駐車券及び定期駐車券の様式(磁気式、I C式その他の方式のものを採用するかどうかに関することを含む。)は市長が別に定めるものとする。

(E T C システムの利用)

第15条の2 市長は、条例別表第1備考第6項に規定する E T C システムの利用に関し、 E T C システムの利用規程その他必要な事項を定めるものとする。

(使用料の減免)

第18条 条例第17条第4号の規則で定めるときは、次に掲げるときとする。

(1) 駐車施設又は港湾幹線道路を当該施設の管理上必要とする自動車を使用するとき。

(2)～(5) [略]

(指定管理者の指定の申請に係る書類等)

第34条 条例第42条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1)～(4) [略]

(5) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)

7 第1項に規定する回数通行券の様式は様式第14号のとおりとし、前各項に規定する回数駐車券及び定期駐車券の様式(磁気式、I C式その他の方式のものを採用するかどうかに関することを含む。)は市長が別に定めるものとする。

(使用料の減免)

第18条 条例第17条第4号の規則で定めるときは、次に掲げるときとする。

(1) 駐車施設、摩耶大橋又は港湾幹線道路を当該施設の管理上必要とする自動車を使用するとき。

(2)～(5) [略]

(指定管理者の指定の申請に係る書類等)

第34条 条例第42条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1)～(4) [略]

(5) 定款又は寄附行為及び法人登記簿の謄本(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)

(6) [略]

(6) [略]

様式第1号中

「^{フリガナ}申請者名
(法人にあつては、
名称及び代表者名) ^{フリガナ}」
を
⑥

「^{フリガナ}申請者名
(法人にあつては、
名称及び代表者名) ^{フリガナ}」
に改め、備考2を削る。

様式第2号中

「^{フリガナ}氏名(法人にあつては、
名称及び代表者名) ^{フリガナ}」
を
⑥

「^{フリガナ}氏名(法人にあつては、
名称及び代表者名) ^{フリガナ}」
に改め、備考2を削り、備考3

を備考2とする。

様式第3号中「^{フリガナ}氏名 ^{フリガナ}」を「^{フリガナ}氏名 ^{フリガナ}」に改め、備考2を削り、
備考3を備考2とする。

様式第4号中「^{フリガナ}氏名 ^{フリガナ}」を「^{フリガナ}氏名 ^{フリガナ}」に改め、備考2を削り、
備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

様式第5号から様式第7号までの規定中

「^{フリガナ}氏名
(法人にあつては、
名称及び代表者名) ^{フリガナ}」
を
⑥

「^{フリガナ}氏名
(法人にあつては、
名称及び代表者名) ^{フリガナ}」
に改め、備考2を削る。

様式第7号の2から様式第9号までの規定中「^{フリガナ}氏名 ^{フリガナ}」を
⑥
「^{フリガナ}氏名 ^{フリガナ}」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とする。

様式第10号中

「 氏^{フリガナ}名

(法人にあつては、
名称及び代表者名)

① を

」

「 氏^{フリガナ}名

(法人にあつては、
名称及び代表者名)

に改め、備考 2 を削る。

」

様式第 11 号中「氏名^{フリガナ}」を「氏名^{フリガナ}」に改め、備考 2 を削る。

様式第 12 号中

「 氏^{フリガナ}名

(法人にあつては、
名称及び代表者名)

① を

」

「 氏^{フリガナ}名

(法人にあつては、
名称及び代表者名)

に改め、備考 2 を削る。

」

様式第 13 号中「氏名^{フリガナ}」を「氏名^{フリガナ}」に改め、備考 2 を削り、備考 3 を備考 2 とし、備考 4 を備考 3 とする。

様式第 13 号の 2 中

「 氏名^{フリガナ}(法人にあつては、名称及び代表者名)

① を

」

「 氏名^{フリガナ}(法人にあつては、名称及び代表者名)

に改め、備考 2

」

を削る。

様式第 13 号の 2 の 2 中

「 氏名^{フリガナ}(法人にあつては、名称及び代表者名)

① を

」

「 氏名^{フリガナ}(法人にあつては、名称及び代表者名)

に改め、備考 2

」

を削り、備考 3 を備考 2 とし、備考 4 を備考 3 とする。

様式第13号の3中「氏名^{フリガナ} (印)」を「氏名^{フリガナ}」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とする。

様式第14号及び様式第15号を次のように改める。

様式第14号及び様式第15号 削除

様式第17号中「氏名 (印)」を「氏名」に改め、備考2を削る。

様式第18号中「氏名 (印)」を「氏名」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の神戸市港湾施設条例施行規則第15条第1項第2号及び3号に基づき発行された回数通行券その他神戸市港湾施設条例の規定により摩耶大橋又は港湾幹線道路を使用しようとする者に対して発行された回数通行券は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部改正)

3 神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則(令和3年3月規則第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)

規則名	条項又は様式番号
[略]	[略]
神戸市都市計画法施行細則（昭和45年12月規則第105号）	[略]

規則名	条項又は様式番号
[略]	[略]
神戸市都市計画法施行細則（昭和45年12月規則第105号）	[略]
神戸市港湾施設条例施行規則（昭和48年4月規則第11号）	第5条の2第2項
	様式第1号
	様式第2号
	様式第3号
	様式第4号
	様式第5号
	様式第6号
	様式第7号
	様式第7号の2
	様式第8号
	様式第9号
	様式第10号
	様式第11号
	様式第12号
	様式第13号
様式第13号の2	
様式第13号の2の2	
様式第13号	

			の 3
			様式第 17 号
			様式第 18 号
[略]	[略]	[略]	[略]